裁判所まで

解雇、賃金未払いなど労働者と使用者間の争いを解決 するため、平成18年4月から労働審判制度が運用さ れています。

この労働審判制度を利用することにより、従来の通常 の裁判手続によるよりも、より早く、それぞれの争い の実情に即した解決が図られるようになりました。当 事務所では、これまで労働審判事件はあまり取り扱っ

ていませんが、参考までに、労働審判制度を利用した場合、労使間の争いの解決までにはどのよ うに手続が進行していくのかを、会社に解雇されたという事例をもとにしてまとめてみました。

会社が解雇理由とし ていることは、事実で はなく、解雇は無効で あると主張します。

弁護士

ASA 依頼者

分かりました、争点としては 申立人の勤務態度に問題があった のか無かったのかということでよ いですね。次回の期日には、申立 人本人と相手方の社長から直接話 を聞くことにしましょう。

申立人は勤務態度に 問題があるため、会社 としてはこれ以上申立 人の雇用を継続するこ とは困難と判断しました。



管轄:相手方の住所地、居 住地、営業所若しくは事務所 の所在地を管轄する地方裁判 所に申立てを行ないます。



申立てにあたっては、 申立書や証拠資料の他に も必要となる書類もあり 依頼者の方に収集をお願 いする場合もあります。 印紙や郵便切手などの 用意をします。

IIIIIIIIIIIIIIII







次回、話し合いによ

る解決ができるかも知

れませんが、この会社

に戻ることを希望しま

すか、それとも金銭的

な解決もお考えですか?

打ち合わせ

入社してから解 それでは、次に話し合 雇と言われるまで、 いによる解決ができるか 真面目に仕事をし どうか試してみましょう。 てきたつもりです。 彼の上司からは、 どうしてもこの会社に復 いろいろと問題が 職したいのか、金銭的な ある旨の報告を受 解決も考えるのか、検討 L けていたのですが





知人の会社に再就職

できるかもしれません。

ただ、この就職活動中

の生活があるので、給

料の○か月分をもらえ

れば、話し合いによる

解決も良いと思います。

000 V 相手方 社長

第2回期日





対し、給料の○か月分 を支払うことで調停成 立といたします。

相手方から申立人に

その条件であ (36) れば、仕方が無 いと思います。 V

相手方 社長





ありがとう

8月1日

START

雇用者(会社)は、合理的な理由 が無いにも関わらず一方的に被雇用 者(労働者)を解雇することはでき ません。会社を相手方にして労働審 判を申立て、解雇の無効を主張する と良いでしょう。また、雇用者は解 雇について解雇理由を明示する義務 がありますから、会社から解雇理由 を記載した書類を提出してもらって

私は、従業員10人ほどの精密 機械製造会社に3年間勤めていま したが、先日、突然社長室に呼び 出され、解雇を言い渡されてしま いました。

妻と2人の子供の生活もあり、 本当に困ってしまっています。 どうすればよいでしょうか。



ADD

依頼者

これまでの私の会社での 勤務状況を自分なりに整理 したメモを作ってきました。 また、取引先の会社の人や 同僚も私の勤務態度を知っ ていますので、必要があれば、 証言等してくれるというこ とでした。

申立の進



労働審判は、3回の期日 での解決を予定しているた め、こちらの言い分を分か りやすく記載した申立書を 準備し、争点を明確にしな ければなりません。

弁護士



労働審判制度とは、解雇や給料未払い等の労働上のトラブ ルについて、裁判官である労働審判官と労働問題の専門家で ある労働審判員2名で構成される労働審判委員会が、3回以 内の期日で双方の言い分を聞いて審理し、話し合いによる解 決を試み (調停)、これができなければ審判という解決案を 提示する制度です。調停の内容や確定した労働審判には、裁 判上の和解と同様の効力があり、これに基づいて強制執行を 申し立てることもできます。

8月10日

分かりました。それでは、 あなたの代理人として事件に 着手しますので、委任契約書 を作成します。

これから必要書類を準備し 打ち合わせをして、できるだ け早く申立をしましょう。

会社の解雇理由を見ると、私 が職務時間中に私用ばかりしてい たり、居眠りをしたりして、職務 の懈怠がはなはだしいとされてい ます。しかし、このようなことは 全く身に覚えがありません。半年 前から、直属の上司である部長(社 長の長男) とうまく行かなくなり、 社長に対して虚偽の報告がなされ ているような気がするのですが…



弁護士

当事務所の労働審判申立のための弁護士費用は21万円とな ります。必要書類の収集や印紙購入のための費用は別途お預か りすることになります。

なお、急な解雇や賃金未払いという事情から、弁護士費用を 準備することが難しいことも考えられますので、その場合には、 司法支援センターの費用立替援助を受けることをお勧めします。

3回の期日で話し合い(調停)が成立しなかった場合に はどうなるのですか。

A⇒第3回目の期日までに話し合いによる解決がつかなかっ た場合には、審理は終了となり、審判手続に現われた事情を考 慮して労働審判が行なわれます。労働審判に対して2週間以内 に異議が出されなかった場合には、審判が確定し、裁判上の和 解と同じ効力が生じることとなります。

Q 言い渡された審判の内容に不満がある場合にはどうすれ ばよいのですか。

A ⇒ 労働審判の内容に不服がある場合には、裁判所に対して 異議の申立てをすることができます。異議申立がなされると言 い渡された労働審判は効力を失い、通常の民事訴訟手続により 紛争の解決を図ることになります。

らいの期間がかかりますか。

★○労働審判の審理は原則として3回までとされています。 申立後40日以内に第1回期日が開かれ、第2回期日、第3回 期日はそれぞれ1か月の間隔があけられることになっています ので、申立後3~4か月程度で審判が出されることになります。 第3回期日の前までに話し合いが成立すれば、それより早い期 間で解決が図られることになります。

解雇された場合の他、どのような場合に労働審判制度が 利用できますか。

►A○賃金の未払いや退職金の請求、配転、出向、懲戒処分と いった労働条件に関する争いの解決のために利用することが考 えられます。また、セクシャルハラスメントやパワーハラスメ ントなどによって身体的・精神的な損害を受けたとして損害賠 償を請求する場合などでも利用することは可能です。

依頼者